



金 沢 市 公 報

号外第6号

平成29年(2017年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課) 1</p> <p>○包括外部監査契約の締結について(行政経営課) 2</p> <p>○平成29年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて(資産税課) 2</p> <p>○平成28年告示第91号(金沢市体育施設の指定管理者の指定について)の一部改正について (スポーツ振興課) 2</p>	<p>ページ</p>	<p>○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課) 3</p> <p>○平成7年告示第139号(内川墓地公園施設基準)の一部改正について(市民課) 3</p> <p>○平成29年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 3</p> <p>○建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の委任について(建築指導課) 5</p> <p>● 公営企業公告</p> <p>○平成29年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について(建設課) 5</p>
--	------------	--

告 示

●金沢市告示第102号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢市営豎町自転車駐車場	金沢市豎町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
------------------	------------	-----	-------------------	-----------------------------

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
平成29年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
塚崎 俊博
金沢市三口新町1丁目3番3号
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第104号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により平成29年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第105号

平成28年告示第91号（金沢市体育施設の指定管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢市営総合プール				を
金沢市営浅野運動広場				
金沢市営浅野運動広場				に

改める。

●金沢市告示第106号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

浅野川小学校、浅野町小学校、栗崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、菊川町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、兼六小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀川小学校、新竪町小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、馬場小学校、東浅川小学校、不動寺小学校、三谷小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第107号

内川墓地公園施設基準（平成7年告示第139号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

第5項第1号中「220センチメートル」を「次のア又はイに掲げる区画の区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ」に改め、同号に次のように加える。

ア 3平方メートル区画 200センチメートル

イ 5平方メートル区画 220センチメートル

●金沢市告示第108号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.72

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円（1月当たり2,000円）

(3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年24,000円（1月当たり2,000円）

特定世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）

特定継続世帯 1世帯につき年18,000円（1月当たり1,500円）

2 基礎賦課額から減額する額

(1) 条例第31条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年16,800円（1月当たり1,400円）

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年16,800円（1月当たり1,400円）

- 特定世帯 1世帯につき年8,400円(1月当たり700円)
特定継続世帯 1世帯につき年12,600円(1月当たり1,050円)
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年12,000円(1月当たり1,000円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)
- 特定世帯 1世帯につき年6,000円(1月当たり500円)
特定継続世帯 1世帯につき年9,000円(1月当たり750円)
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年4,800円(1月当たり400円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,800円(1月当たり400円)
- 特定世帯 1世帯につき年2,400円(1月当たり200円)
特定継続世帯 1世帯につき年3,600円(1月当たり300円)
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.19
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)
- (3) 世帯別平等割
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年9,120円(1月当たり760円)
- 特定世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定継続世帯 1世帯につき年6,840円(1月当たり570円)
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年6,384円(1月当たり532円)
- 特定世帯 1世帯につき年3,192円(1月当たり266円)
特定継続世帯 1世帯につき年4,788円(1月当たり399円)
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
- 特定世帯 1世帯につき年2,280円(1月当たり190円)
特定継続世帯 1世帯につき年3,420円(1月当たり285円)
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年1,824円(1月当たり152円)
- 特定世帯 1世帯につき年912円(1月当たり76円)
特定継続世帯 1世帯につき年1,368円(1月当たり114円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の3.11
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,520円(1月当たり960円)
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年7,320円(1月当たり610円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年8,064円(1月当たり672円)

- イ 1世帯につき年5,124円(1月当たり427円)
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,760円(1月当たり480円)
 - イ 1世帯につき年3,660円(1月当たり305円)
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,304円(1月当たり192円)
 - イ 1世帯につき年1,464円(1月当たり122円)

●金沢市告示第109号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定により同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務を行わせることとしたため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成29年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の前項の業務の開始の日
平成29年4月1日

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成29年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第7負担区

未町の一部

平成29年(2017年)4月1日 印刷
平成29年(2017年)4月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄